

○菊川市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

制定 平成30年5月8日告示第173号

改正 平成31年3月29日告示第67号

改正 令和4年3月31日告示第44号

菊川市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地震災害時における電気を原因とする火災の発生を住民自らが防止することにより、火災被害の減少及び市民の安全な避難行動を図るため、感震ブレーカーを自らの住居に設置しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則(平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「感震ブレーカー」とは、一般財団法人日本配線システム工業が定める感震機能付住宅用分電盤の規格を満たす構造及び機能を有するものをいう。

(補助の対象)

第3条 この要綱において補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する住宅に感震ブレーカーを設置する事業とする。

- (1) 第5条第1項の申請書の提出の日において、次項の世帯が現に居住している住宅
- (2) 居住者の所有でない住宅又は共有である住宅にあつては、感震ブレーカーの設置について、所有者又は他の共有者の同意が得られている住宅
- (3) この要綱その他市の制度に基づく補助金の交付を受けて、感震ブレーカーを設置したことがない住宅

2 補助の対象となる世帯は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の高齢者の属する世帯
- (2) 介護保険要介護認定の要介護度3以上の認定を受けている者の属する世帯
- (3) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神障害者保険福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 療育手帳A1、A2又はA判定の交付を受けている者の属する世帯
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた世帯

3 補助の対象となる者は、市内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第1項に掲げる要件のいずれにも該当する住宅の所有者又は使用者(該当住宅の使用に係る賃貸借契約又は使用貸借契約の当事者であるものに限る。)であつて、同条第2項に規定する世帯に属する者であること。
- (2) 感震ブレーカーの設置について、過去に補助金の交付を受けていない者
- (3) 市税等を滞納していない者(同一世帯に属する者を含む。)

(補助の対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、感震ブレーカーの設置に要する経費のうち、感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費とする。

2 補助額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、上限を2万5千円とする。ただし、

補助額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 感震ブレイカーの設置に係る住宅の所有者又は他の共有者の同意書(様式第3号)
(住宅が補助事業者の所有でない場合又は共有である場合に限る。)

(3) 感震ブレイカーの購入及び設置工事に係る見積書の写し

(4) 感震ブレイカーの設置を予定する箇所の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市感震ブレイカー設置事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

ア 感震ブレイカーの機器を変更する場合その他補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する額の変更(事業費の額の20パーセント以下の減額を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長の指示を受けなければならない。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(4) その他市長が必要と認める条件

(変更の承認申請)

第8条 第7条の交付の決定を受けた者が、申請内容を変更しようとするとき又は感震ブレイカー等の設置を中止しようとするときは、菊川市感震ブレイカー設置事業計画変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書(様式第2号)

(2) 変更後の感震ブレイカー等の購入及び設置に係る見積書の写し

(3) 変更後の感震ブレイカーの仕様書

(4) 変更後の感震ブレイカーの設置を予定する箇所の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、菊川市感震ブレイカー設置事業費補助金事業計画変更承認通知書(様式第6

号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 設置工事の実施状況(施行前及び施行後)が確認できる写真

2 前項の実績報告書は事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(交付の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を確定し、その旨を交付確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金を請求するときは、前条に規定する交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市感震ブレーカー設置事業費補助金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年度において感震ブレーカー設置事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。また、市が補助金の交付の決定に当たり、その審査のため、私及び私の世帯に属する者の居住状況、市税等の納付状況その他必要な情報について、当該情報に係る市担当部局その他の関係機関に対して市が調査し、確認することに同意します。

交付申請

(1) 補助金額 円

(2) 事業の目的

様式第2号（第5条、第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 感震ブレイカー設置住宅の概要

(1) 住宅の所在

菊川市

(2) 住宅の所有者関係

ア 自己所有住宅（ 単有 共有 ） 借家 アパート

イ 共有又は借家の場合は、他の共有者又は所有者の氏名・住所等

氏名	住所	電話番号

2 感震ブレイカー設置事業計画（実績）

(1) 購入・設置予定の製品

ア 製造メーカー

イ 製品・品番号

(2) 補助対象事業費 円

(3) 施行計画（実績）

ア 着工年月日 年 月 日

イ 完成年月日 年 月 日

3 補助金額（2のア（補助対象事業費）×2/3（千円未満切捨て）と25,000円のいずれか少ない方の額）

円

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

同 意 書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住宅の所有者（共有者） 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 （ ）

私は、私が所有（共有）する下記1に所在する住宅について、地震災害後の発生が懸念される復電災害の減少を目的とし、当該住宅に居住する下記2の者が感震ブレーカーを設置することに同意します。

- 1 住宅の所在地
菊川市
- 2 感震ブレーカーを設置する者の住所及び氏名
住所 菊川市
氏名

（注）感震ブレーカーを設置する住宅が居住者の所有でない場合又は共有である場合には、感震ブレーカーの設置について、住宅の所有者又は他の共有者の同意が必要となりますので、当該住宅の所有者又は他の共有者にこの同意書に御記入いただいた上、御提出をお願いします。

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市感震ブレーカー設置事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により申請があった菊川市感震ブレーカー設置事業費補助金の交付について、次のとおり決定します。

1 決定の内容

- (1) 金額 円
- (2) 交付の対象

2 交付の条件

様式第5号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市感震ブレーカー設置事業計画変更承認申請書

年 月 日

菊川市長 氏 宛

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた感震ブレーカー設置事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

(1) 金額

ア 既交付決定額	円
イ 補助金所要額の変更金額（増減額）	円
ウ 変更後の補助金交付申請額	円

(2) 変更事項

様式第6号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市感震ブレーカー設置事業費補助金事業計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により申請があった菊川市感震ブレーカー設置事業費補助金の事業計画の変更については、次のとおり（申請のとおり）承認します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

(1) 金額

ア 既交付決定額	円
イ 補助金所要額の変更金額（増減額）	円
ウ 変更後の補助金交付申請額	円

(2) 変更事項

様式第7号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

年 月 日

菊川市長 氏 宛

申 請 者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた菊川市感震ブレーカー
設置事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第8号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市感震ブレーカー設置事業費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により決定した菊川市感震ブレーカー設置事業費補助金の
交付について、次のとおり確定します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第9号（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた菊川市感震ブ
レーカー設置事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号 ()

口座振替先 金融機関名	金融機関名		口座種別	普通・当座・その他 ()
	本・支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				